

新潟都市計画 地区計画の変更（新潟市決定）

都市計画島見町地区地区計画を次のように決定する。

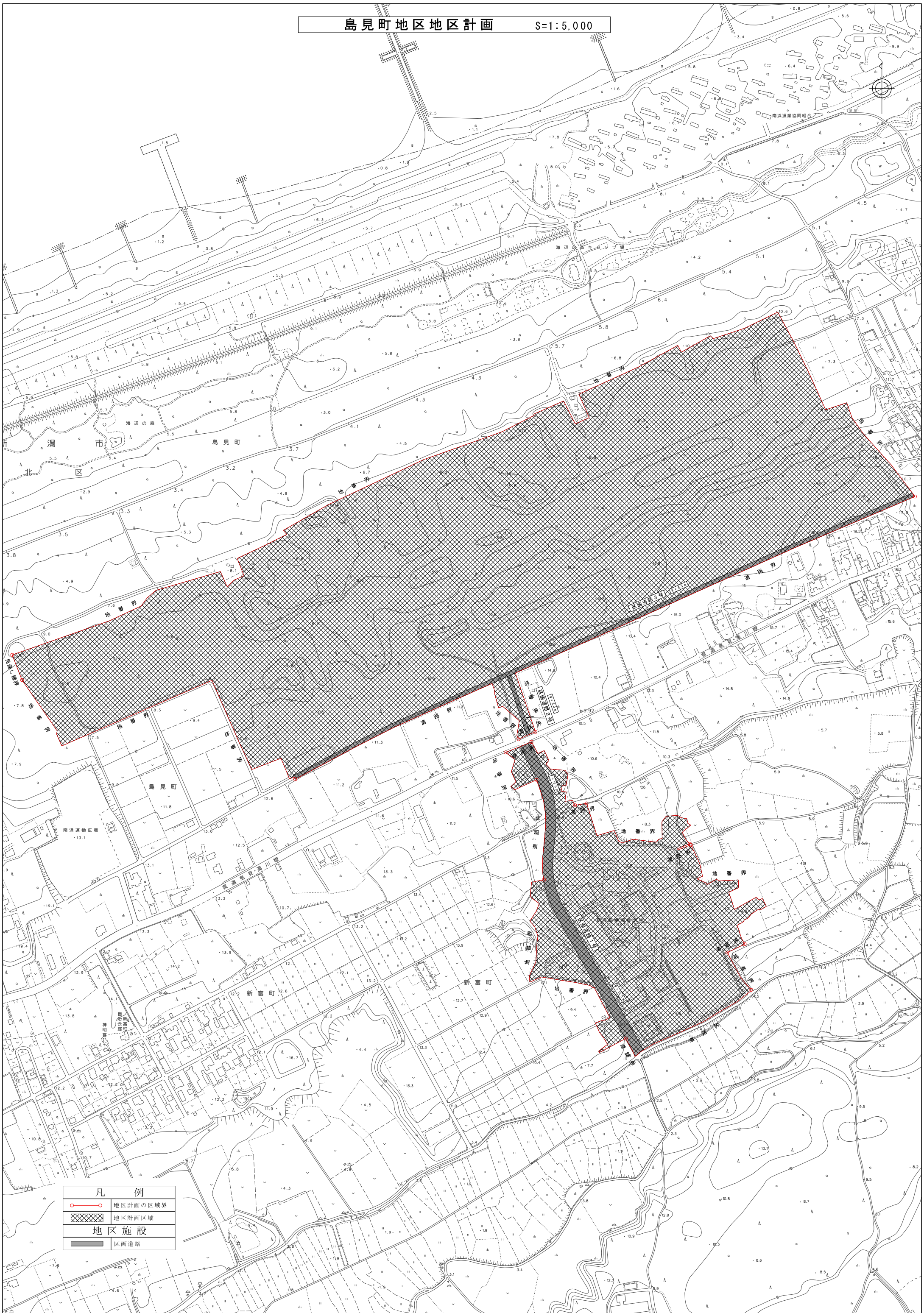
名 称	島見町地区地区計画	
位 置	新潟市北区島見町字磯辺、同区島見町字浜原、同区島見町字浦地、同区島見町字上割地、同区島見町字上往来、同区島見町字大道、同区島見町字横山、及び同区新富町の各一部	
面 積	約 5 1 . 4 ヘクタール	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、新潟駅から東方約 1 3 キロメートルに位置し、県道島見濁川線をはさんで位置する自然環境に恵まれた地区である。地区南側は平成 1 3 年に開学した新潟医療福祉大学が立地し、北側は学部学科の増設に併せ、開発行為により大学用地の拡張が行われる地区である。</p> <p>また、平成 2 2 年に新潟医療福祉大学と北区との間で包括連携協定が締結され、北区における学習資源のひとつとして、大学関連施設の地域開放などを通し、市民参加型の地域福祉の取り組みが進められている。</p> <p>このため、地区計画を策定し、建築物等の適正な規制・誘導を行うことにより、大学関連施設を整備し大学機能のさらなる強化・充実を図るとともに、緑に包まれたキャンパスタウンを形成し、かつ保全することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>植栽や芝生を整備しながら、大学関連施設を計画的に配置し、周辺の自然環境と調和した緑に包まれたキャンパスタウンの形成を図る。また、地区北側は、ニセアカシアなどの原植生をできる限り保全し活用に努める。</p>
	地区施設の整備方針	<p>地区北側では、開発行為により県道に接続する道路を適切に配置するとともに、南側は、市道島見町線の保全に努める。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>大学機能の強化・充実を図るため、建築物の用途について大学関連施設に限定し整備を図る。</p>

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	<p>区画道路 1 号 幅員 1 6 . 0 メートル 延長 約 5 2 0 メートル</p> <p>区画道路 2 号 幅員 6 . 0 メートル 延長 約 1 0 0 メートル</p> <p>区画道路 3 号 幅員 6 . 5 メートル 延長 約 1 , 0 6 0 メートル</p>
	建築物等に関する事項 建築物の用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 学校</p> <p>(2) 次に掲げるもので新潟市都市計画審議会の議を経て、市長がこの地区計画の整備・開発及び保全の方針の実現に資すると認めたもの</p> <p>ア 図書館その他これに類するもの</p> <p>イ 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>ウ 病院</p> <p>エ 診療所</p> <p>オ 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>カ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(3) 前各号の建築物に附属するもの</p>

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理由

新潟医療福祉大学の関連施設を整備し大学機能のさらなる充実を図るとともに、緑に包まれたキャンパスタウンを形成し、かつ保全するため。



凡 例	
	地区計画の区域界
	地区計画区域
地区施設	
	区画道路